

全銀システムにより受信した振込明細データ等
による振込事務取扱要領

日本銀行業務局

この要領の使用にあたって

1. 書式および参考書式の区分

日本銀行からの委任に基づき国庫金の預貯金口座への振込事務を行う金融機関が作成する書類は書式として、日本銀行が作成する書類は参考書式として記載している。

2. この要領に定めのない事務の取扱い

この要領に定めのない事務については、すべて日本銀行本店に照会のうえ、その指示に従い取扱う。

全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領

平成 23. 10. 28 業庫第 89 号別紙 1
以下累次改正
(2018. 10. 9業庫第93号まで反映済)

目 次

	ページ
I. はじめに	
1. この要領の適用	1
2. 事務のあらまし	1
(1) 全銀システムにより依頼を受ける国庫金の振込の取扱い	1
イ、国庫金当座振込	1
ロ、振込不能の報告	2
ハ、振込要項の補正依頼	2
(2) 国庫送金依頼書により依頼を受ける国庫金の振込の取扱い	3
イ、国庫金当座振込	3
ロ、振込不能の報告	3
3. 全銀システムによる送信対象となる振込明細データの概要	4
(1) 全銀システムのテレ為替による送信対象となる振込明細データの概要	4
(2) 全銀システムの新ファイル転送による送信対象となる振込明細データの概要	5
4. 全銀システムにより依頼を受ける国庫金の振込にかかる資金決済の対象となる金融機関	6
(1) 日本銀行本店が全銀システムにより送信する振込明細データにかかる送金資金を入金する金融機関	6
(2) 日本銀行本店が全銀システムにより送信を受ける振込返却明細データにかかる送金資金を引落す金融機関	7
(3) 金融機関が合併により消滅した場合等の取扱い	8
5. 国庫送金依頼書により依頼を受ける年金給付金（定例支給分）の振込の振込依頼日および振込明細送付日	10
6. この要領以外の定め	10
II. 全銀システムにより依頼を受ける国庫金の振込の取扱い	
1. 国庫金の振込に関する事務	11
(1) テレ為替により受信した歳出金または歳入歳出外現金にかかる振込明細データの取扱い	11
イ、振込の手続	11

ロ、振込不能の報告を行う場合の取扱い	11
ハ、振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い	12
(2) 新ファイル転送により受信した国税還付金にかかる振込明細データの取扱い	12
イ、振込の手続	12
ロ、振込不能の報告を行う場合の取扱い	13
ハ、振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い	13
(3) 新ファイル転送により受信した年金給付金にかかる振込明細データの取扱い	14
イ、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データの取扱い	14
(イ) 振込の事前準備	14
(ロ) 振込の手続	15
(ハ) 振込不能の報告を行う場合の取扱い	15
(ニ) 振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い	16
ロ、年金給付金（厚生年金等の訂正再振込分）にかかる振込明細データの取扱い	16
(イ) 振込の手続	16
(ロ) 振込不能の報告または振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い	17
2. 資金照合に関する事務	17
(1) 振込明細データの合計金額と当座勘定への入金金額の照合	17
(2) 振込返却明細データの合計金額と当座勘定からの引落金額の照合	18
3. 受取人別振込明細表の作成	20
4. 受取人別振込明細表の整理保管	20
III. 国庫送金依頼書により依頼を受ける国庫金の振込の取扱い	
1. 年金給付金（定例支給分）の振込に関する事務	21
(1) 振込明細の送付を受けた場合の取扱い	21
イ、振込明細送付書の確認	21
ロ、振込の事前準備	21
(2) 国庫送金依頼書の送付を受けた場合の取扱い	22
イ、国庫送金依頼書等の確認	22
ロ、振込案内	22
(3) 振込不能の報告を行う場合の取扱い	22
イ、被仕向店から振込不能の通知を受けた場合の取扱い	22
(イ) 国庫金振込不能報告書（年金給付金用）等の作成	22
(ロ) 取消の通知	23
ロ、国庫金振込不能報告書（年金給付金用）等の送付および送金資金の返れい	23
2. 年金給付金（定例支給分）以外の国庫金の振込に関する事務	23
(1) 国庫送金依頼書等の送付を受けた場合の取扱い	23

イ、国庫送金依頼書等の確認	23
ロ、振込案内	24
(2) 振込不能の報告を行う場合の取扱い	25
イ、被仕向店から振込不能の通知を受けた場合の取扱い	25
(イ) 国庫金振込不能報告書等の作成	25
(ロ) 取消の通知	25
ロ、国庫金振込不能報告書等の送付および送金資金の返れい	26
3. 帳票の整理保管	26
IV. 全銀片センター被災時における全銀システムにより依頼を受ける国庫金の振込の取扱い	
1. 全銀片センター被災時における対応の概要	27
(1) 振込にかかる対応の概要	27
(2) 振込不能の報告にかかる対応の概要	29
2. 被災発生日において無効電文照合リストの送付を受けた場合の取扱い	29
(1) 振込案内	29
(2) 被災発生日における資金照合の取扱い	30
(3) 受取人別振込明細表の作成	30
3. 被災発生日においてテレ為替により受信した振込明細データ等の合計金額が当座勘定への入金金額に対して不足している場合の取扱い	30
(1) 発信番号の通知	30
(2) 振込明細リストの送付を受けた場合の取扱い	31
イ、振込案内	31
ロ、被災発生日にテレ為替により受信した振込明細データ等の合計金額と被災発生日における当座勘定への入金金額の照合	31
ハ、受取人別振込明細表の作成	32
4. 被災発生日にテレ為替により送信した振込返却明細データに関する取扱い	32
(1) 被災発生日における資金照合の取扱い	32
(2) 被災発生日に送信した振込返却明細データの再送信	32

I. はじめに

1. この要領の適用

国庫金当座振込事務取扱金融機関（日本銀行からの委任に基づき国庫金の預貯金口座への振込事務を行う金融機関をいい、委託国庫送金事務取扱金融機関を含む。以下同じ。）における次の各号に掲げる方法により日本銀行から依頼を受ける国庫金の振込に関する事務の取扱いは、この要領の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

- (1) 全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）を利用して振込明細データの送信を受ける方法
- (2) 国庫送金依頼書の送付を受ける方法（ただし、書面の振込明細に、振込不能報告時に送金資金の返れいを要する旨の注意事項が記載されている場合に限る。）^(注)

(注) 日本銀行本店と当座勘定取引のない国庫金当座振込事務取扱金融機関においては、この方法による国庫金の振込の依頼を受けることはない。

2. 事務のあらまし

- (1) 全銀システムにより依頼を受ける国庫金の振込の取扱い

イ、国庫金当座振込

- (イ) 日本銀行本店は、全銀システムにより振込明細データを送信するほか、送金資金を当該振込明細データにかかる依頼先金融機関（日本銀行から国庫金の振込の依頼を受ける相手方となる国庫金当座振込事務取扱金融機関をいう。以下同じ。）の取扱店（日本銀行本店と当座勘定取引のある先においては日本銀行本店と当座勘定取引のある店舗をいい、日本銀行本店と当座勘定取引のない先においてはその本店等を業務区域内に有す

る日本銀行支店と当座勘定取引のある店舗をいう。以下同じ。)の当座勘定に入金する。

(ロ) 国庫金当座振込事務取扱金融機関は、全銀システムにより受信した自行を依頼先金融機関とする振込明細データの要項を基に、振込の手続をする。

ロ、振込不能の報告

(イ) 国庫金当座振込事務取扱金融機関は、全銀システムにより受信した自行を依頼先金融機関とする振込明細データが振込不能(受取人氏名、振込先金融機関、振込先店舗、預貯金種別および口座番号の要項と全てが一致する預貯金口座がなく振込むことができない状態をいう。以下同じ。)となった場合には、日本銀行本店に対し、全銀システムを利用して振込返却明細データを送信する方法により振込不能の報告を行う。

(ロ) 日本銀行本店は、全銀システムにより振込不能の報告にかかる振込返却明細データを受信した場合には、振込不能となった振込明細データにかかる依頼先金融機関の取扱店の当座勘定から、当該振込返却明細データの合計金額を引落すことにより送金資金の返れいを受ける。

ハ、振込要項の補正依頼

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、全銀システムにより受信した自行を依頼先金融機関とする振込明細データについて、受取人氏名、振込先金融機関、振込先店舗、預貯金種別および口座番号の要項と全てが一致する預貯金口座はないが相当の注意をもって受取人の預貯金口座を特定し振込んだ場合において、振込要項を補正する必要があるときは、日本銀行本支店に対し、対象となる国庫金の種類に応じて、振込要項補正依頼書を送付する方法または全銀システムを利用して振込返却明細データを送信する方法により振込要項の補正依頼を行う^(注)。

(注) 既に同一の振込要項について同様の補正依頼を行っているときは、重ねてこれを行う必要はない。

(2) 国庫送金依頼書により依頼を受ける国庫金の振込の取扱い

イ、国庫金当座振込

(イ) 日本銀行本店は、国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店に対し、当該国庫金当座振込事務取扱金融機関を依頼先金融機関とする書面の振込明細（下部余白に、振込不能報告時に送金資金の返れいを要する旨の注意事項が記載されている。）を添えて国庫送金依頼書を送付するほか、送金資金を当座勘定に入金する。ただし、年金給付金（定例支給分）の振込明細については、国庫送金依頼書とは別に、あらかじめ送付する^(注)。

(注) 国庫送金依頼書により年金給付金（定例支給分）の振込の依頼を受ける先は、全国銀行内国為替制度に非加盟の国庫金当座振込事務取扱金融機関のみ。

(ロ) 国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、日本銀行本店から送付を受けた書面の振込明細を基に、被仕向店（振込先の口座を有する店舗をいい、自店を含む。以下同じ。）に振込要項を通知する。

ロ、振込不能の報告

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、書面により送付を受けた振込明細が被仕向店において振込不能となった場合には、日本銀行本店に対し、国庫金振込不能報告書を送付する方法により振込不能の報告を行うとともに、送金資金を返れいする。

3. 全銀システムによる送信対象となる振込明細データの概要

(1) 全銀システムのテレ為替による送信対象となる振込明細データの概要

イ、振込明細データの種類

日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により送信する振込明細データの種類は、次表のとおりとする。なお、日本銀行本店が振込明細データを送信する全銀システムはコアタイムシステムであり、日本銀行本店から全銀センターへの送信は原則として、全銀システムにおけるコアタイムのテレ為替の通信開始時刻以降、午後1時30分頃までの間に行う。

(全銀システムのテレ為替により送信する振込明細データの種類)

対象となる国庫金	通信種目	通信種目コード
歳出金 ^(注)	歳出金集中払振込明細	8500
歳入歳出外現金（歳入金、歳出金および国税収納金整理資金のいずれにも区分されない国庫金をいう。以下同じ。）		

(注) 国家公務員給与を含み、年金給付金を除く。

ロ、国家公務員給与にかかる振込明細データの特徴

日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により送信する国家公務員給与にかかる振込明細データの特徴は、次のとおり。

(イ) 付加コード欄に「100」と記録される^(注)。

(注) 日本銀行が全銀システムのテレ為替により送信するその他の振込明細データは、付加コード欄に「000」と記録される。

(ロ) 備考欄に国家公務員給与の振込である旨が記録される。

(ハ) 振込明細管理キーの上2桁に「HH」が記録される。

(2) 全銀システムの新ファイル転送による送信対象となる振込明細データの概要

イ、振込明細データの種類

日本銀行本店が全銀システムの新ファイル転送により送信する振込明細データの種類は、次表のとおりとする。この場合、次表の振込指定日欄に記載されている日の日付を「振込指定日」の項目に記録する。なお、原則として、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データは日本銀行本店における送信処理が送信日の午前11時30分頃^(注)までに完了するように送信し、その他の振込明細データは日本銀行本店における送信処理が送信日の午前11時頃^(注)までに完了するように送信する。

(注) 日本銀行本店における送信処理が完了する時刻であって、全銀センターから振込明細データのダウンロードが可能となる時刻（同センターにおける相対交換ファイルチェック処理が完了する時刻）ではない。

(全銀システムの新ファイル転送により送信する振込明細データの種類)

対象となる国庫金	データの種類	データコード	振込指定日
国税還付金	国税還付金振込明細	5010	送信日当日
年金給付金（定例支給分） ^(注1)	年金振込明細	5020	各月15日 ^(注2)
年金給付金（厚生年金等の訂正再振込分） ^(注1)	年金訂正再振込明細	5021	送信日当日

(注1) 株式会社ゆうちょ銀行においては、これらの振込明細データの送信を受けることはない（同行における年金給付金の支払事務の取扱いについては、別に定めるところによる。）。

(注2) 15日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たる場合は、その前営業日とする。

ロ、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データの送信日

日本銀行本店は、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データに

については、原則として、次に掲げる先を依頼先金融機関とするものは振込指定日の7営業日前の日に、これ以外の先を依頼先金融機関とするものは振込指定日の6営業日前の日に、全銀システムの新ファイル転送により送信する^(注)。なお、年金給付金(定例支給分)にかかる振込明細データについては、振込指定日の属する月が偶数月のときは厚生年金等分および労災年金分を送信し、振込指定日の属する月が奇数月のときは厚生年金等分のみ送信する。

(注) 障害等のやむを得ない事情により予定日の翌営業日以降に送信する場合がある。

- (イ) 株式会社みずほ銀行
- (ロ) 株式会社三菱UFJ銀行
- (ハ) 株式会社三井住友銀行
- (ニ) 株式会社りそな銀行
- (ホ) 株式会社埼玉りそな銀行
- (ヘ) 信金中央金庫
- (ト) 全国信用協同組合連合会
- (チ) 労働金庫連合会
- (リ) 農林中央金庫
- (ヌ) 信用金庫

4. 全銀システムにより依頼を受ける国庫金の振込にかかる資金決済の対象となる金融機関

- (1) 日本銀行本店が全銀システムにより送信する振込明細データにかかる送金資金を入金する金融機関

日本銀行本店が全銀システムにより振込明細データを送信する場合には、次の各号に掲げる先が振込先金融機関のときは当該各号に定める先を依頼

先金融機関とし、これ以外の先が振込先金融機関のときは当該振込先金融機関を依頼先金融機関として、その取扱店の当座勘定に送金資金を入金する。

イ、日本銀行と当座勘定取引のない信用金庫

信金中央金庫

ロ、信用協同組合および株式会社整理回収機構

全国信用協同組合連合会

ハ、労働金庫

労働金庫連合会

ニ、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合および全国銀行内国為替制度に加盟している漁業協同組合

農林中央金庫

(2) 日本銀行本店が全銀システムにより送信を受ける振込返却明細データにかかる送金資金を引落す金融機関

イ、テレ為替により振込返却明細データの送信を受けた場合

日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により振込返却明細データの送信を受けた場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める先を振込不能となった振込明細データの依頼先金融機関とみなして、その取扱店の当座勘定から送金資金を引落す。

(イ) 発信銀行が(1)イ、からニ、までの各号に掲げる先の場合

(1)イ、からニ、までの各号に定める先

(ロ) 発信銀行が(1)イ、からニ、までの各号に掲げる先でない場合

発信銀行

ロ、新ファイル転送により振込不能の報告にかかる振込返却明細データの送信を受けた場合

日本銀行本店が全銀システムの新ファイル転送により振込不能の報告に

かかる振込返却明細データの送信を受けた場合には、振込不能となった振込明細データにかかる依頼先金融機関の取扱店の当座勘定から、送金資金を引落す。

(3) 金融機関が合併により消滅した場合等の取扱い

イ、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データの送信日後から振込指定日までの間に振込先金融機関が合併により消滅した場合に送金資金を入金する金融機関

日本銀行本店が全銀システムの新ファイル転送により年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データを送信した場合^(注)において、送信日後から振込指定日（振込明細データの「振込指定日」の項目に記録されている日付。以下（3）において同じ。）までの間に、振込先金融機関が合併により消滅したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める先を依頼先金融機関とみなして、その取扱店の当座勘定に送金資金を入金する（イ、において、合併により消滅する振込先金融機関を「旧金融機関」といい、合併後に存続する金融機関または合併により設立される金融機関を「新金融機関」という。）。

(注) 振込明細データを送信する際の被仕向金融機関コードの項目には、旧金融機関にかかる代表金融機関コードを記録する。

(イ) 旧金融機関が（1）イ、からニ、までの各号に掲げる先の場合

（1）イ、からニ、までの各号に定める先

(ロ) 旧金融機関が（1）イ、からニ、までの各号に掲げる先でない場合

a. 新金融機関が（1）イ、からニ、までの各号に掲げる先るとき

（1）イ、からニ、までの各号に定める先

b. 新金融機関が（１）イ、からニ、までの各号に掲げる先でないとき
新金融機関

ロ、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データの送信日後から振込指定日までの間に振込先金融機関が一部店舗の営業を譲渡した場合に送金資金を入金する金融機関

日本銀行本店が全銀システムの新ファイル転送により年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データを送信した場合^(注)において、送信日後から振込指定日までの間に、振込先金融機関が一部店舗の営業を譲渡したときは、当該振込明細データに記録した振込先店舗が譲渡対象か否かに関わらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める先を依頼先金融機関とみなして、その取扱店の当座勘定に送金資金を入金する。

(注) 振込明細データを送信する際の被仕向金融機関コードの項目には、譲渡金融機関にかかる代表金融機関コードを記録する。

(イ) 譲渡金融機関が（１）イ、からニ、までの各号に掲げる先の場合

（１）イ、からニ、までの各号に定める先

(ロ) 譲渡金融機関が（１）イ、からニ、までの各号に掲げる先でない場合
譲渡金融機関

ハ、新ファイル転送により送信した振込明細データにかかる依頼先金融機関が振込指定日後に合併により消滅した場合に送金資金を引落す金融機関

日本銀行本店が全銀システムの新ファイル転送により送信した振込明細データ（振込指定日後に合併により消滅した先を依頼先金融機関とするもの）について、振込不能の報告にかかる振込返却明細データの送信を受けた場合には、合併後に存続する金融機関または合併により設立される金融機関を依頼先金融機関とみなして、その取扱店の当座勘定から送金資金を引落す。

5. 国庫送金依頼書により依頼を受ける年金給付金（定例支給分）の振込の振込依頼日および振込明細送付日

国庫送金依頼書の送付を受ける方法により依頼を受ける年金給付金（定例支給分）の振込の振込依頼日は各月15日（15日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たる場合は前営業日）とし、日本銀行本店は、国庫金当座振込事務取扱金融機関（全国銀行内国為替制度に非加盟の先に限る。）に対し、振込依頼日の6営業日前の日に書面の振込明細を送付したうえ、振込依頼日当日に国庫送金依頼書を送付する。なお、年金給付金（定例支給分）のうち、厚生年金等分については毎月、労災年金分については偶数月のみ依頼する。

6. この要領以外の定め

全銀システムを利用して振込明細データの送信を受ける方法または国庫送金依頼書の送付を受ける方法（ただし、書面の振込明細に、振込不能報告時に送金資金の返れいを要する旨の注意事項が記載されている場合に限る。）により依頼を受ける国庫金の振込に関するこの要領以外の定めは、次のとおり（注）。

（注）農林中央金庫における全国銀行内国為替制度に非加盟の漁業協同組合を振込先金融機関とする国庫金振込事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

- （1）一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）の定める規則および通知類ならびに全銀システムの基本設計書（全銀システムを利用する場合）
- （2）日本銀行からの事務取扱いに関する通知類

Ⅱ. 全銀システムにより依頼を受ける国庫金の振込の取扱い

1. 国庫金の振込に関する事務

(1) テレ為替により受信した歳出金または歳入歳出外現金にかかる振込明細データの取扱い

イ、振込の手続

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、全銀システムのコアタイムシステムのテレ為替により自行を依頼先金融機関とする歳出金または歳入歳出外現金にかかる振込明細データを受信した場合には、その要項を基に、振込の手続をする^(注1)^(注2)。

(注1) 振込明細データを受信後、直ちに受取人口座への入金処理を行うこと(テレ為替により振込明細データを受信した場合の入金処理が自動処理となっていないときも同様とする。)。なお、国家公務員給与にかかる振込明細データについては、概ね午前11時頃までに受取人口座への入金処理を行うこと。

(注2) 全銀システムの一般通信による照会を行わないこと。

ロ、振込不能の報告を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、イ、の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込不能の報告を行うときは、全銀システムのコアタイムシステムのテレ為替により振込返却明細データを送信する^(注1)。この場合、振込返却明細データは、振込依頼日(振込明細データの依頼人欄に記録されている振込依頼日)から起算して7営業日目までの間に送信し(各送信日のコアタイムの一般電文終了時刻までに送信する)^(注2)^(注3)、データフォーマットは「通信種目：歳出金集中払振込返却明細、通信種目コード：8510」を使用する。

(注1) 入金済の振込明細データについて、誤って振込返却明細データを送信することがないようにすること。万一、誤って振込返却明細データを送信したことが

判明した場合には、直ちに日本銀行本店（業務局国庫送金業務グループ）に連絡し、その指示に従う。

（注2）国家公務員給与の振込明細データにかかる振込不能の報告は、可能な限り振込依頼日当日に行うこと。ただし、やむを得ない事情により振込依頼日当日に振込不能の報告を行うことができなかった場合には、振込依頼日の翌営業日に行うこと。

（注3）振込依頼日から起算して8営業日目以降に振込不能の報告を行う必要があることが判明した場合には、日本銀行本店（業務局国庫送金業務グループ）に連絡し、その指示に従う。

ハ、振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、イ、の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込要項（預貯金種別、口座番号または受取人氏名）の補正依頼を行うときは、振込要項補正依頼書（書式第1号）およびその写を作成し、日本銀行に送付する。この場合、これらの書類は、取扱店が当座勘定取引のある日本銀行の本支店に送付することとする。

（2）新ファイル転送により受信した国税還付金にかかる振込明細データの取扱い

イ、振込の手続

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、全銀システムの新ファイル転送により自行を依頼先金融機関とする国税還付金にかかる振込明細データを受信した場合^{（注1）}には、その要項を基に、振込の手続をする^{（注2）（注3）}。

（注1）自行を依頼先金融機関とする振込明細データが全銀センターのサーバーにアップロードされているか否か、毎営業日確認し、アップロード日の当日中にダウンロードすること。また、共同センターを介して全銀システムと接続する先においては、共同センターにおける振込明細データのダウンロードがアップロード日の当日中に行われるようにすること。

（注2）遅くとも日本銀行本店によるアップロード日の翌営業日までに受取人口座へ

の入金処理を行うこと。

(注3) 全銀システムの一般通信による照会を行わないこと。

ロ、振込不能の報告を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、イ、の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込不能の報告を行うときは、全銀システムの新ファイル転送により振込返却明細データを送信する^(注1)。この場合、振込返却明細データは、振込指定日（振込明細データの「振込指定日」の項目に記録されている日付。ハ、において同じ。）から起算して7営業日目までの間に送信し（各送信日において、国庫金当座振込事務取扱金融機関の送信処理が午後2時30分頃に完了するように送信する。）、^(注2)^(注3)^(注4)、データフォーマットは「データの種別：国税還付金振込返却明細、データコード：5110」を使用する。

(注1) 入金済の振込明細データについて、誤って振込不能の報告にかかる振込返却明細データ（入金処理結果コードの項目に「0（入金済）」以外を記録したもの）を送信することがないようにすること。万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店（業務局国庫送金業務グループ）に連絡し、その指示に従う。

(注2) 日本銀行は、当日の午後3時までを開始時刻とする全銀センターの相対交換ファイルチェック処理において同処理が完了した振込返却明細データを対象として当座勘定の引落しを行うため、余裕を持って送信すること。

(注3) 共同センターを介して全銀システムと接続する先においては、共同センターにおける振込返却明細データのアップロードが振込指定日から起算して7営業日目までの間に行われるようにすること。

(注4) 振込指定日から起算して8営業日目以降に振込不能の報告を行う必要があることが判明した場合には、日本銀行本店（業務局国庫送金業務グループ）に連絡し、その指示に従う。

ハ、振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、イ、の規定により振込明細データ

を受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込要項（振込先金融機関、振込先店舗、預貯金種別または口座番号）の補正依頼を行うときは、全銀システムの新ファイル転送により振込返却明細データを送信する^(注1)。この場合、振込返却明細データは、振込指定日から起算して7営業日目までの間に送信し（各送信日において、国庫金当座振込事務取扱金融機関の送信処理が午後2時30分頃に完了するように送信する。）^(注2)、データフォーマットは「データの種別：国税還付金振込返却明細、データコード：5110」を使用する（入金処理結果コードの項目を「0（入金済）」と、口座変更区分の項目を「1」とする。）。

（注1）同一の振込明細管理キーにかかる振込返却明細データの送信は、1回限りとする。

（注2）共同センターを介して全銀システムと接続する先においては、共同センターにおける振込返却明細データのアップロードが振込指定日から起算して7営業日目までの間に行われるようにすること。

（3）新ファイル転送により受信した年金給付金にかかる振込明細データの取扱い

イ、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データの取扱い

（イ）振込の事前準備

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、全銀システムの新ファイル転送により自行を依頼先金融機関とする年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データを受信した場合^(注1)には、その要項を基に、振込指定日（振込明細データの「振込指定日」の項目に記録されている日付。以下イ、において同じ。）に振込むことができるよう振込の事前準備をする^(注2)。

（注1）日本銀行本店によるアップロード日の翌営業日までにダウンロードすること。また、共同センターを介して全銀システムと接続する先においては、共

同センターにおける振込明細データのダウンロードがアップロード日の翌営業日までに終わるようにすること。

(注2) 全銀システムの一般通信による照会を行わないこと。

(ロ) 振込の手続

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、(イ)の規定により振込明細データを受信した場合には、振込指定日において、その要項を基に、振込の手続をする。

(ハ) 振込不能の報告を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、(イ)の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込不能の報告を行うときは、全銀システムの新ファイル転送により振込返却明細データを送信する^(注1)。この場合、振込返却明細データは、振込指定日以降、同日から起算して7営業日目までの間に送信し(各送信日において、国庫金当座振込事務取扱金融機関の送信処理が午後2時30分頃に完了するように送信する。)^{(注2)(注3)(注4)}、データフォーマットは「データの種別:年金振込等返却明細、データコード:5120」を使用する。

(注1) 入金済の振込明細データについて、誤って振込不能の報告にかかる振込返却明細データ(入金処理結果コードの項目に「0(入金済)」以外を記録したもの)を送信することがないようにすること。万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店(業務局国庫送金業務グループ)に連絡し、その指示に従う。

(注2) 日本銀行は、当日の午後3時までを開始時刻とする全銀センターの相対交換ファイルチェック処理において同処理が完了した振込返却明細データを対象として当座勘定の引落しを行うため、余裕を持って送信すること。

(注3) 共同センターを介して全銀システムと接続する先においては、共同センターにおける振込返却明細データのアップロードが振込指定日から起算して7営業日目までの間に行われるようにすること。

(注4) 振込指定日から起算して8営業日目以降に振込不能の報告を行う必要があることが判明した場合には、日本銀行本店(業務局国庫送金業務グルー

プ) に連絡し、その指示に従う。

(二) 振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、(イ)の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込要項(振込先金融機関、振込先店舗、預貯金種別または口座番号)の補正依頼を行うときは、全銀システムの新ファイル転送により振込返却明細データを送信する^(注1)。この場合、振込返却明細データは、振込指定日以降、同日から起算して7営業日目までの間に送信し(各送信日において、国庫金当座振込事務取扱金融機関の送信処理が午後2時30分頃に完了するように送信する。)^(注2)、データフォーマットは「データの種別：年金振込等返却明細、データコード：5120」を使用する(入金処理結果コードの項目を「0(入金済)」と、口座変更区分の項目を「1」とする。)

(注1) 同一の振込明細管理キーにかかる振込返却明細データの送信は、1回限りとする。

(注2) 共同センターを介して全銀システムと接続する先においては、共同センターにおける振込返却明細データのアップロードが振込指定日から起算して7営業日目までの間に行われるようにすること。

ロ、年金給付金(厚生年金等の訂正再振込分)にかかる振込明細データの取扱い

(イ) 振込の手続

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、全銀システムの新ファイル転送により自行を依頼先金融機関とする年金給付金(厚生年金等の訂正再振込分)にかかる振込明細データを受信した場合^(注1)には、その要項を基に、振込の手続をする^{(注2)(注3)}。

(注1) 自行を依頼先金融機関とする振込明細データが全銀センターのサーバーにアップロードされているか否か、毎営業日確認し、アップロード日の当日中

にダウンロードすること。また、共同センターを介して全銀システムと接続する先においては、共同センターにおける振込明細データのダウンロードがアップロード日の当日中に行われるようにすること。

(注2) 遅くとも日本銀行本店によるアップロード日の翌営業日までに受取人口座への入金処理を行うこと。

(注3) 全銀システムの一般通信による照会を行わないこと。

(ロ) 振込不能の報告または振込要項の補正依頼を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、(イ)の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込不能の報告または振込要項(振込先金融機関、振込先店舗、預貯金種別または口座番号)の補正依頼を行うときは、イ、(ハ)および(ニ)と同様に取扱う。

2. 資金照合に関する事務

(1) 振込明細データの合計金額と当座勘定への入金金額の照合

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、当座勘定に送金資金が入金された場合には、全銀システムにより受信した自行を依頼先金融機関とする振込明細データの合計金額と当座勘定への入金金額が一致していることを確認する^{(注1)(注2)}。この場合、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)により日本銀行から送信を受ける「当座勘定入金通知」における摘要および資金入金日は、イ、およびロ、の表のとおりとする。

確認の結果、金額が不一致の場合には、直ちにその旨を日本銀行本店に電話連絡する。

(注1) 日本銀行による1日における送金資金の入金は、テレ為替により送信する振込明細データにかかるものは7回行われるほか、新ファイル転送により送信す

る振込明細データにかかるものは、国税還付金について1回、年金給付金（定例支給分）について厚生年金等および労災年金の別に各1回、年金給付金（厚生年金等の訂正再振込分）について1回行われる（これは日本銀行における最大の入金回数であり、各取扱店においては、必ずしもこの回数が入金が行われるとは限らない。）。

（注2）取扱店が日銀ネットの利用先でないときは、当座勘定の最終残高による確認で差し支えない。

イ、テレ為替により送信を受ける振込明細データにかかる「当座勘定入金通知」における摘要および資金入金日

対象となる国庫金	「当座勘定入金通知」における摘要	資金入金日
歳出金	国庫送金（歳出金集中払）	振込依頼日 ^{（注）}
歳入歳出外現金		

（注）振込明細データの依頼人欄に記録されている振込依頼日。

ロ、新ファイル転送により送信を受ける振込明細データにかかる「当座勘定入金通知」における摘要および資金入金日

対象となる国庫金	「当座勘定入金通知」における摘要	資金入金日
国税還付金	国庫送金（国税還付金）	振込指定日 ^{（注）}
年金給付金（定例支給分）	国庫送金（年金）	
年金給付金（厚生年金等の訂正再振込分）		

（注）振込明細データの「振込指定日」の項目に記録されている日付。

（2）振込返却明細データの合計金額と当座勘定からの引落金額の照合

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、当座勘定から送金資金が引落された場合には、当日に全銀システムにより送信した振込不能報告にかかる振込返却明細データの合計金額と当座勘定からの引落金額が一致していることを確認する^{（注1）（注2）（注3）}。この場合、日銀ネットにより日本銀

行から送信を受ける「当座勘定引落通知」における摘要は、イ、およびロ、の表のとおりとする。

確認の結果、金額が不一致の場合（取扱店における引落資金不足により送金資金の引落しが行われなかったとき^(注4)を含む。）には、直ちにその旨を日本銀行本店に電話連絡する。

(注1) 日本銀行による1日における送金資金の引落しは、テレ為替により送信を受ける振込返却明細データにかかるものは、コアタイムのテレ為替の一般電文終了時刻経過後遅滞なく、歳出金および歳入歳出外現金の別に各1回行われる。また、新ファイル転送により送信を受ける振込返却明細データにかかるものは、午後4時頃までに、国税還付金について1回、年金給付金（定例支給分）および年金給付金（厚生年金等の訂正再振込分）について合算で1回行われる。

(注2) 取扱店が日銀ネットの利用先でないときは、当座勘定の最終残高による確認で差し支えない。

(注3) 取扱店が日銀ネットの利用先のときは、日本銀行から「当座勘定引落通知」が送信される（この場合、領収書の交付は省略される。）。

(注4) 取扱店が日銀ネットの利用先のときは、日本銀行から「当座勘定引落未了通知」が送信される。

イ、テレ為替により送信する振込返却明細データにかかる「当座勘定引落通知」における摘要

対象となる国庫金	「当座勘定引落通知」における摘要
歳出金	国庫送金（歳出金集中払）
歳入歳出外現金	

ロ、新ファイル転送により送信する振込返却明細データにかかる「当座勘定引落通知」における摘要

対象となる国庫金	「当座勘定引落通知」における摘要
国税還付金	国庫送金（国税還付金）
年金給付金（定例支給分）	国庫送金（年金）

年金給付金（厚生年金等の訂正 再振込分）	
-------------------------	--

3. 受取人別振込明細表の作成

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、1. の規定により振込明細データを受信した場合には、受取人別に振込の要項を記録した適宜の明細表（以下「受取人別振込明細表」という。）を作成する^(注)。

(注) 受取人から照会を受けた場合または日本銀行に対して振込不能の報告もしくは振込要項の補正依頼を行う場合において、振込要項を確認するために、適宜の期間、備え付ける。受取人別振込明細表の様式、規格等は適宜であり、必要なときに振込要項を確認することができれば、サーバーや外部記憶媒体等に記録することとしてもよい。

4. 受取人別振込明細表の整理保管

受取人別振込明細表の整理保管は、自行所定の方法による。

Ⅲ. 国庫送金依頼書により依頼を受ける国庫金の振込の取扱い

1. 年金給付金（定例支給分）の振込に関する事務

(1) 振込明細の送付を受けた場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関（全国銀行内国為替制度に非加盟の先に限る。以下1.において同じ。）の取扱店は、振込依頼日の6営業日前の日において、日本銀行本店から、振込明細送付書（参考書式第6号）を添えて国庫金振込明細表（参考書式第7号）の送付を受けた場合^(注1)には、次の取扱いをする。なお、これらの書類は、振込依頼日に日本銀行本店から送金資金が入金されるまで保管する^(注2)。

(注1) 振込明細送付書および国庫金振込明細表は、厚生年金等および労災年金の別に作成される。また、国庫金振込明細表は、同一の振込要項につき2通送付を受ける。

(注2) 国庫金振込明細表2通のうち1通は、他の事務に使用しない場合は適宜廃棄してよい。

イ、振込明細送付書の確認

振込明細送付書に記載されている件数および金額が、国庫金振込明細表に記載されている振込要項の合計件数^(注1)および合計金額と一致していることを確認のうえ、振込明細受領書^(注2)（書式第4号）に取扱店の印を押し、これを日本銀行本店に送付する。

(注1) 国庫金振込明細表は連記式のため、振込要項の記入1行を1件とする。

(注2) 日本銀行本店から送付を受けた用紙を使用する。

ロ、振込の事前準備

自行所定の方法により国庫金振込明細表に記載の振込要項を被仕向店に通知し、振込明細送付書に記載の振込依頼日（「資金交付日」欄に記載の日付）に被仕向店において振込むことができるよう振込の事前準備を行う。

(2) 国庫送金依頼書の送付を受けた場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、振込依頼日において、日本銀行本店から国庫送金依頼書（参考書式第1号）の送付を受け、かつ、当座勘定に送金資金が入金された場合には、次の取扱いをする。

イ、国庫送金依頼書等の確認

国庫送金依頼書および送金資金の入金金額について、次に掲げる事項を確認する。

- (イ) 国庫送金依頼書の「振込明細送付日」欄に記載の日付が、該当する振込明細送付書に記載の振込明細送付日と一致していること。
- (ロ) 国庫送金依頼書に記載の件数および金額が、該当する振込明細送付書に記載の件数および金額と一致していること。
- (ハ) 国庫送金依頼書に記載の金額が、送金資金の入金金額と一致していること。

ロ、振込案内

被仕向店に対し、あらかじめ通知した振込要項に基づき、振込指定日において振込の手続を行うよう自行所定の方法により連絡する。

(3) 振込不能の報告を行う場合の取扱い

イ、被仕向店から振込不能の通知を受けた場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被仕向店から、(1)ロ、の規定により通知した振込要項について、振込不能の通知を受けた場合には、次の取扱いをする。

(イ) 国庫金振込不能報告書（年金給付金用）等の作成

国庫金振込不能報告書（年金給付金用）（書式第5号）および国庫金振込不能報告書合計書（年金給付金用）（書式第6号）を作成し、これらに

取扱店の印を押す。

(ロ) 取消の通知

自行所定の方法により、被仕向店に対して振込の取消の通知をする^(注)。

(注) 被仕向店から振込不能の通知とともに送金資金の返れいを受けたときは、取消の通知は不要。

ロ、国庫金振込不能報告書（年金給付金用）等の送付および送金資金の返れい

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、イ、(イ)の規定により国庫金振込不能報告書（年金給付金用）等を作成した場合には、日本銀行本店に対し、これらを午後1時まで送付するとともに、同時刻までに送金資金を返れいする^(注1)。この場合、送金資金の返れい方法は、取扱店が日銀ネットの利用先のときは日銀ネットを利用することとし^(注2)、取扱店が日銀ネットの利用先でないときは日本銀行の当座小切手による。

(注1) 国庫金振込不能報告書（年金給付金用）等の送付および送金資金の返れいは、振込依頼日以降に行うこと。

(注2) 日銀ネットを利用して送金資金を返れいしたときは、日本銀行から「当座勘定引落済通知」が送信される（この場合、領収書の交付は省略される。）。

2. 年金給付金（定例支給分）以外の国庫金の振込に関する事務

(1) 国庫送金依頼書等の送付を受けた場合の取扱い

イ、国庫送金依頼書等の確認

国庫金当座振込事務取扱金融機関（日本銀行本店と当座勘定取引のある先に限る。以下2.において同じ。）の取扱店は、日本銀行本店から次表に掲げる国庫金振込明細票等を添えて国庫送金依頼書（参考書式第1号）の送付を受け、かつ、当座勘定に送金資金が入金された場合には、国庫送金

依頼書に記載の件数および金額が国庫金振込明細票等に記載の振込要項の合計件数^(注)および合計金額と一致していることならびに国庫送金依頼書に記載の金額が送金資金の入金金額と一致していることを確認する。

(注) 国庫金振込明細表は連記式のため、振込要項の記入1行を1件とする。

(国庫金振込明細票等の種類)

資金の種類	国庫金振込明細票等の名称	参考書式番号	部数
歳出金 ^(注1)	国庫金振込明細票	第2号	振込要項1件
歳入歳出外現金			につき2通
国税還付金	国庫金振込明細票(国税還付金)	第3号	振込要項1件 につき1通
年金給付金(厚生年金等の訂正再振込分)	国庫金振込明細表 ^(注2)	第7号	同一の振込要項 につき2通
年金給付金(労災年金の訂正再振込分)	国庫金振込明細表(振込先変更) ^{(注3)(注4)}	第8号	振込要項1件 につき2通

(注1) 国家公務員給与および年金給付金を除く。

(注2) 全国銀行内国為替制度に加盟している国庫金当座振込事務取扱金融機関においては、この書類の送付を受けることはない。

(注3) 官庁が作成した「国庫金振込又は送金訂正請求書」の写が使用される。

(注4) 株式会社ゆうちょ銀行においては、この書類の送付を受けることはない。

ロ、振込案内

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、イ、の規定による確認を行った場合には、被仕向店が自行の店舗のとき^(注)は自行所定の方法により、被仕向店が他行の店舗のときは全銀ネットが定める内国為替取扱規則または被仕向店との間の為替取扱いに関するその他の規則(以下「内国為替取扱規則等」という。)所定の方法により、国庫金振込明細票等に記載の振込要項を被仕向店に通知する。

(注) 被仕向店が自行の代理業務として国庫金振込事務を取扱う金融機関の店舗のと

きを含む。

(2) 振込不能の報告を行う場合の取扱い

イ、被仕向店から振込不能の通知を受けた場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被仕向店から、(1)ロ、の規定により通知した振込要項について、振込不能の通知を受けた場合には、次の取扱いをする。

(イ) 国庫金振込不能報告書等の作成

振込不能の通知を受けた振込要項の資金の種類^(注)に応じて、次の各号に定める国庫金振込不能報告書および国庫金振込不能報告書合計書を作成し、これらに取扱店の印を押す。

(注) 資金の種類は、該当する国庫金振込明細票等の種類により判断する。

a. 歳出金、歳入歳出外現金または国税還付金の振込要項について振込不能の通知を受けた場合

(a) 国庫金振込不能報告書（歳出金集中払等用）（書式第2号）

(b) 国庫金振込不能報告書合計書（歳出金集中払等用）（書式第3号）

b. 年金給付金（厚生年金等の訂正再振込分）または年金給付金（労災年金の訂正再振込分）の振込要項について振込不能の通知を受けた場合

(a) 国庫金振込不能報告書（年金給付金用）（書式第5号）

(b) 国庫金振込不能報告書合計書（年金給付金用）（書式第6号）

(ロ) 取消の通知

被仕向店が自行の店舗のとき^(注1)は自行所定の方法により、被仕向店が他行の店舗のときは内国為替取扱規則等所定の方法により、被仕向店に対して振込の取消の通知をする^(注2)。

(注1) 被仕向店が自行の代理業務として国庫金振込事務を取扱う金融機関の店舗のときを含む。

(注2) 被仕向店から振込不能の通知とともに送金資金の返れいを受けたときは、
取消の通知は不要。

ロ、国庫金振込不能報告書等の送付および送金資金の返れい

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、イ、(イ)の規定により国庫金振込不能報告書等を作成した場合には、日本銀行本店に対し、これらを午後1時まで送付するとともに、同時刻までに送金資金を返れいする。この場合、送金資金の返れい方法は、取扱店が日銀ネットの利用先の場合は日銀ネットを利用することとし^(注)、取扱店が日銀ネットの利用先でないときは日本銀行の当座小切手による。

(注) 日銀ネットを利用して送金資金を返れいしたときは、日本銀行から「当座勘定引落済通知」が送信される(この場合、領収書の交付は省略される。)

3. 帳票の整理保管

日本銀行本店から送付を受けた帳票の整理保管は、自行所定の方法による。

IV. 全銀片センター被災時における全銀システムにより

依頼を受ける国庫金の振込の取扱い

1. 全銀片センター被災時における対応の概要

全銀片センター被災（全銀センターの片センター（東京センターまたは大阪センター）における被災または全面障害により、当該片センターの機能が停止し、当日中の復旧が見込まれない状態をいう。以下同じ。）が発生した場合における日本銀行および国庫金当座振込事務取扱金融機関の対応の概要は、次のとおりとする^{(注1)(注2)}。

(注1) 全銀片センター被災が発生した場合には、正常センターから加盟銀行に対し、被災に伴う欠送の発生等に対処するための被災時の異例処理を行う旨の運用通報が送信される。

(注2) IV. の規定による対応の対象となる振込明細データは、日本銀行がテレ為替により送信したものに限定される。

(1) 振込にかかる対応の概要

イ、日本銀行の対応

(イ) 被災発生日における取扱い

- a. 日本銀行本店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込明細データのうち全銀センターにおいて送受信済の確認を行うことができないものがあるときは、その振込要項を記載した書面（無効電文照合リスト）を作成し、依頼先金融機関の取扱店に送付する。
- b. 日本銀行本店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込明細データについては、全銀センターにおいて送受信済の確認を行うことができないものを含め、その全ての合計金額を送金資金として依頼先金融機関の取扱店の当座勘定に入金する。

(ロ) 被災発生日またはその翌営業日における取扱い

日本銀行本店は、国庫金当座振込事務取扱金融機関から、当該国庫金当座振込事務取扱金融機関が全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細データ（無効電文照合リストにより振込要項の通知を受けたものを除く。）について発信番号の通知を受けた場合には、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込明細データのうち当該発信番号にかかるものの振込要項を記載した書面（振込明細リスト）を作成し、その取扱店に送付する。

ロ、国庫金当座振込事務取扱金融機関の対応

(イ) 被災発生日における取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、日本銀行本店から無効電文照合リストの送付を受けた場合において、同リストに全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信の振込要項が記載されているときは、被仕向店にその振込要項を通知する。

(ロ) 被災発生日またはその翌営業日における取扱い

- a. 国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データの合計金額（無効電文照合リストの送付を受けたときは、これに記載の振込要項のうち全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものの合計金額を加えた額とする。）が当座勘定への入金金額に対して不足している場合には、全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細データ（無効電文照合リストにより振込要項の通知を受けたものを除く。）の発信番号を特定し、日本銀行本店に通知する。
- b. 国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、日本銀行本店から振込明細リストの送付を受けた場合には、被仕向店に振込要項を通知する。

(2) 振込不能の報告にかかる対応の概要

イ、日本銀行の対応

日本銀行本店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により受信した振込返却明細データについては、国家公務員給与にかかるもののみ、その合計金額を振込不能となった振込明細データにかかる依頼先金融機関の取扱店の当座勘定から引落し、その他のものは破棄する。

ロ、国庫金当座振込事務取扱金融機関の対応

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込返却明細データ（国家公務員給与にかかるものを除く。）については、その翌営業日以降に再送信する。

2. 被災発生日において無効電文照合リストの送付を受けた場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被災発生日に日本銀行本店から無効電文照合リスト（参考書式第4号）の送付を受けた場合^(注)において、同リストに全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信の振込要項が記載されているときは、次の取扱いをする。

(注) 無効電文照合リストは、原則として全銀システムのコアタイムの一般電文終了時刻前に作成され、送付を受ける。ただし、障害発生状況等により、全銀システムのコアタイムの一般電文終了時刻後に作成され、送付を受ける場合がある（この場合、無効電文照合リストは、名称の右横に「(追加分)」と記載される。）。

(1) 振込案内

自行所定の方法により無効電文照合リストに記載の振込要項（全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。）を被仕向店に通知する^{(注1)(注2)}。

(注1) 受取人口座への二重入金が発生する可能性があるため、全銀システムのテレ為替により受信済の振込明細データにかかる振込要項を通知しないようにする

こと。

(注2) 無効電文照合リストに記載の振込要項について振込不能の報告または振込要項の補正依頼を行う場合の取扱いは、Ⅱ. 1. (1) ロ、またはハ、のとおりとする。

(2) 被災発生日における資金照合の取扱い

被災発生日においてⅡ. 2. (1) の規定により全銀システムのテレ為替で送信を受ける振込明細データにかかる資金照合を行う際には、全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データおよび無効電文照合リストに記載の振込要項（全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。）の合計金額と当座勘定への入金金額が一致していることを確認する。

(3) 受取人別振込明細表の作成

無効電文照合リストに記載の振込要項（全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。）を基に、Ⅱ. 3. に規定する受取人別振込明細表を作成する^(注)。

(注) 無効電文照合リストを受取人別振込明細表に代用することとしてもよい。

3. 被災発生日においてテレ為替により受信した振込明細データ等の合計金額が当座勘定への入金金額に対して不足している場合の取扱い

(1) 発信番号の通知

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被災発生日にⅡ. 2. (1) の規定による資金照合を行った場合（2. (2) の取扱いを行ったときを含む。）において、全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データの合計金額（無効電文照合リストの送付を受けたときは、これに記載の振込要項のうち全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のもの

の合計金額を加えた額とする。)が当座勘定への入金金額に対して不足しているときは、被災発生日に全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データの発信番号および無効電文照合リストに記載の発信番号を基に、全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細データ(無効電文照合リストにより振込要項の通知を受けているものを除く。)の発信番号を特定のうえ、被災発生日の翌営業日までに日本銀行本店に通知する^(注)。この場合、特定した発信番号を記載した適宜の書面により通知することとする(ファクシミリによる送信でもよい)。

(注) 無効電文照合リストの送付を受けていないときは、日本銀行本店に照会のうえ、発信番号を特定する。

(2) 振込明細リストの送付を受けた場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、(1)の規定により発信番号を通知した場合において、日本銀行本店から振込明細リスト(参考書式第5号)の送付を受けたときは、次の取扱いをする。

イ、振込案内

自行所定の方法により振込明細リストに記載の振込要項を被仕向店に通知する^(注)。

(注) 振込明細リストに記載の振込要項について振込不能の報告または振込要項の補正依頼を行う場合の取扱いは、Ⅱ. 1. (1) ロ、またはハ、のとおりとする。

ロ、被災発生日にテレ為替により受信した振込明細データ等の合計金額と被災発生日における当座勘定への入金金額の照合

被災発生日に全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データ、被災発生日に送付を受けた無効電文照合リストに記載の振込要項(全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。)および振込明細リストに記載の振込要項の合計金額が、被災発生日における当座勘定へ

の入金金額と一致していることを確認する。

ハ、受取人別振込明細表の作成

振込明細リストに記載の振込要項を基に、Ⅱ．３．に規定する受取人別振込明細表を作成する^(注)。

(注) 振込明細リストを受取人別振込明細表に代用することとしてもよい。

4. 被災発生日にテレ為替により送信した振込返却明細データに関する取扱い

(1) 被災発生日における資金照合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被災発生日にⅡ．２．(2)の規定により全銀システムのテレ為替により送信した振込返却明細データにかかる資金照合を行う際には、全銀システムのテレ為替により送信した国家公務員給与にかかる振込返却明細データの合計金額と当座勘定からの引落金額が一致していることを確認する。

(2) 被災発生日に送信した振込返却明細データの再送信

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込返却明細データについては、国家公務員給与にかか
るものを除き、被災発生日の翌営業日以降に再送信する。

書 式

書 式 目 次

書式番号	名 称	ページ
1 (1)、(2)	振込要項補正依頼書	書式 1
2	国庫金振込不能報告書（歳出金集中払等用）	” 5
3	国庫金振込不能報告書合計書（歳出金集中払等用）	” 7
4	振込明細受領書	” 8
5	国庫金振込不能報告書（年金給付金用）	” 9
6	国庫金振込不能報告書合計書（年金給付金用）	” 12

書式第1号(1) (株式会社ゆうちょ銀行以外の先が作成する振込要項補正依頼書)

振込要項補正依頼書 (歳出金・歳入歳出外現金集中払用)

財務省会計センター 御中
(日付)
日本銀行本店

日本銀行 _____ 御中
(日付)
(取扱店) _____ 印

振込先金融機関名 _____ (コード4桁 _____) *振込先金融機関が他の金融機関の場合のみ記入。

取扱官署名	振込 請求日	誤			正 (補正依頼事項)			受取人名 (カナ、最大80桁)	備考
		振込先 店舗コード (3桁)	預貯金 種別コード	預貯金口座番号 (7桁)	振込先 店舗コード (3桁)	預貯金 種別コード	預貯金口座番号 (7桁)		

書式1

(書式第1号(1)の作成例)

日本銀行記入欄 (記入しない) 提出日 取扱店の印 (写には不要)

振込要項補正依頼書 (歳出金・歳入歳出外現金集中払用) ⑨ ① 1/2

財務省会計センター 御中 (日付) 日本銀行本店	日本銀行 <u>本店</u> 御中 (日付) <u>23.12.1</u> ② (取扱店) <u>〇〇銀行△△支店 (××××)</u> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: 5px;">押切印</div>
--------------------------------	--

③ 振込先金融機関名 _____ (コード4桁 _____) *振込先金融機関が他の金融機関の場合のみ記入。

④ 取扱官署名	⑤ 振込請求日	誤			⑥ 正 (補正依頼事項)			⑦ 受取人名 (か、最大80桁)	⑧ 備考
		振込先 店舗コード (3桁)	預貯金 種別コード	預貯金口座番号 (7桁)	振込先 店舗コード (3桁)	預貯金 種別コード	預貯金口座番号 (7桁)		
〇〇銀行〇〇支店	11/28	001	1	1111333	001	2	1111333	ヤマト 太郎	
	11/28	001	2	1000441	001	1	1000442	太郎	
	11/28	002	1	1000589		同左		〇〇銀行〇〇支店〇〇支店 〇〇銀行	

(書式第1号(1)の作成要領)

- ① 取扱官署ごとに別葉に作成し、上部右余白に通し番号を付す(例: 1枚の場合には1/1、3枚の場合には1/3、2/3、3/3)。
- ② 取扱店名の右余白部分に、金融機関コード(4桁)を記入する。
- ③ 振込先金融機関が取扱店と異なる金融機関の場合には、振込先金融機関の名称および金融機関コード(4桁)を記入する。
- ④ 取扱官署名の記入に当っては、振込明細データに記録されている取扱官署名の末尾に「G」が付されている場合には「G」の記載もれがないように留意すること。
- ⑤ 振込依頼日(振込明細データの依頼人欄に記録されている振込依頼日)を記入する。
- ⑥ 補正依頼事項は正確に記入する。補正依頼事項が受取人名のみの場合には、誤欄に振込先店舗コード、預貯金種別コードおよび預貯金口座番号を記入し、正欄には「同左」と記入する。
- ⑦ 受取人名で誤読しやすい「コ」と「ユ」、「シ」と「ツ」、「フ」と「ク」等のカナ文字は、特に丁寧に記入する。なお、受取人名の補正については、相違内容が明らかとなるよう受取人名欄の上部余白に受取人別振込明細表と異なる受取人名を記入する。ただし、清・濁音、表音または音訓による相違等の場合には、受取人別振込明細表と異なる文字のみを記入することとしても差支えない。
- ⑧ 備考は、受取人名相違の原因が受取人名欄の表示だけでは分かりにくい場合のみ記入する。
- ⑨ この依頼書は、次の必要事項が全て記載されている場合に限り、機械出力された帳票等で代用して差支えない。

取扱金融機関名およびコード、振込先金融機関が取扱店と異なる金融機関の場合にはその名称およびコード、取扱官署名、振込請求日、振込先店舗コード、預貯金種別コード、預貯金口座番号、受取人名および補正依頼事項

書式第1号(2)(株式会社ゆうちょ銀行が作成する振込要項補正依頼書)

ゆうちょ銀行分

振込要項補正依頼書(歳出金・歳入歳出外現金集中払用)

財務省会計センター 御中

(日付)

日本銀行本店

日本銀行 _____ 御中

(日付)

(取扱店) _____ 印

取扱官署名	振込 請求日	誤	正(補正依頼事項)	受取人名 (カナ、最大80桁)	備考
		預貯金口座番号 (13桁)	預貯金口座番号 (13桁)		

書式
3

(書式第1号(2)の作成例)

日本銀行記入欄 (記入しない) 提出日 取扱店の印 (写には不要)

⑧ 振込要項補正依頼書 (歳出金・歳入歳出外現金集中払用)

財務省会計センター 御中
(日付)
日本銀行本店

日本銀行 本店 御中
(日付) 23.12.1 ②
(取扱店) ゆうちょ銀行本社 (9900) 押切印

① 1/2
ゆうちょ銀行分

③ 取扱官署名	④ 振込 請求日	誤		⑤ 正 (補正依頼事項)		⑥ 受取人名 (か、最大80桁)	⑦ 備考
		預貯金口座番号 (13桁)	預貯金口座番号 (13桁)	預貯金口座番号 (13桁)	預貯金口座番号 (13桁)		
〇〇/イイ/カホホク	11/28	1457019911111	1457019911112	イイ カ			
	11/28	1457019922222	1457019932222	カ			
	11/28	1457019912345	同左	〇〇/イイ/カホホク 〇〇/イイ/カ			

(書式第1号(2)の作成要領)

- ① 取扱官署ごとに別葉に作成し、上部右余白に通し番号を付す (例: 1枚の場合には1/1、3枚の場合には1/3、2/3、3/3)。
- ② 取扱店名の右余白部分に、金融機関コード (4桁) を記入する。
- ③ 取扱官署名の記入に当っては、振込明細データに記録されている取扱官署名の末尾に「G」が付されている場合には「G」の記載もれがないように留意すること。
- ④ 振込依頼日 (振込明細データの依頼人欄に記録されている振込依頼日) を記入する。
- ⑤ 補正依頼事項は正確に記入する。補正依頼事項が受取人名のみの場合には、誤欄に預貯金口座番号を記入し、正欄には「同左」と記入する。
- ⑥ 受取人名で誤読しやすい「コ」と「ユ」、「シ」と「ツ」、「フ」と「ク」等のカナ文字は、特に丁寧に記入する。なお、受取人名の補正については、相違内容が明らかとなるよう受取人名欄の上部余白に受取人別振込明細表と異なる受取人名を記入する。ただし、清・濁音、表音または音訓による相違等の場合には、受取人別振込明細表と異なる文字のみを記入することとしても差支えない。
- ⑦ 備考は、受取人名相違の原因が受取人名欄の表示だけでは分かりにくい場合のみ記入する。
- ⑧ この依頼書は、次の必要事項が全て記載されている場合に限り、機械出力された帳票等で代用して差支えない。

取扱金融機関名およびコード、取扱官署名、振込請求日、預貯金口座番号、受取人名および補正依頼事項

書式第2号

国庫金振込不能報告書（歳出金集中払等用）

日本銀行 御中 (日付)
(取扱店) 印

振込不能事由 3. 該当口座なし 4. 口座名義相違 5. 預金者都合 6. 振込依頼人都合
9. その他 ()

国庫金振込明細票等の要項

(明細票日付) 年 月 日

振込先金 融機関名 (店舗名を含む)	
預貯金 種別	
預貯金 口座番号	
番号	

取扱庁名	
資金の種 別	

(受取人名)

金額				
----	--	--	--	--

取扱官署名

取扱税務署名

- ・国庫金振込明細票等の要項の記入に代え、国庫金振込明細票等を複写してもよい（歳出金または歳入歳出外現金の国庫金振込明細票等については、B票を複写すること）。
- ・取扱官署名および取扱税務署名については、国庫金振込明細票等に記載がない場合には記入しない。

用紙寸法 日本工業規格A列4

(書式第2号の作成例)

提出日

取扱店の印

国庫金振込不能報告書 (歳出金集中払等用)

日本銀行本店 御中

(日付) 23. 12. 1

(取扱店) OO銀行△△支店

押切印

振込不能事由 (3.) 該当口座なし 4. 口座名義相違 5. 預金者都合 6. 振込依頼人都合
9. その他 ()

国庫金振込明細票等の要項

(明細票日付) 平成23年11月28日

振込先金融機関名 (店舗名を含む)	OO銀行 □□支店
預貯金種別	普通預金
預貯金口座番号	1234567
番号	0203010000001234

取扱庁名	財務省会計センター
資金の種類	平成23年度
類別区分	OO省 一般会計

(受取人名)

フルヤ ヨシエ

金額	¥30,000
----	---------

取扱官署名

OO省大臣官房

取扱税務署名

- ・国庫金振込明細票等の要項の記入に代え、国庫金振込明細票等を複写してもよい(歳出金または歳入歳出外現金の国庫金振込明細票等については、B票を複写すること。)
- ・取扱官署名および取扱税務署名については、国庫金振込明細票等に記載がない場合には記入しない。

→ 該当する振込不能事由の番号を○印で囲む

書式第 4 号

<h3 style="margin: 0;">振 込 明 細 受 領 書</h3>	
資金交付日	
(日付)	
件	円
上記の振込明細を受領しました。ついては、振込明細のとおり振込の手続きを取り運びます。	
日本銀行 御中	
(金融機関名)	
印	

(書式第 4 号の作成例)

「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記載される

<h3 style="margin: 0;">振 込 明 細 受 領 書</h3>	
(厚生年金等)	
資金交付日	25. 04. 15
← 振込依頼日	
(日付) 25. 04. 05 ← 振込明細受領日	
件	円
35	10, 234, 560
上記の振込明細を受領しました。ついては、振込明細のとおり振込の手続きを取り運びます。	
日本銀行 御中	
(金融機関名)	
〇〇銀行	押切印
△△店	
← 取扱店の印	

(書式第5号の作成例：厚生年金等の訂正再振込分にかかる振込不能報告を行う場合)

提出日

国庫金振込不能報告書 (年金給付金用)

日本銀行 **本店** 御中

(日付) 25.4.22
(取扱店) **〇〇銀行△△店**

押切印

①	明細表日付	25.4.19	(付記) 振込先変更分の依頼書日付 ()		②
③	年金種別 (該当を○で囲む)	① 厚生年金等 2 : 労災年金	番号	6 5 1 3 0 4 1 9 7 0 0 0 0 1 1 1	④
⑤	受取人氏名 (カナ)	ヤマモト ユウイチロウ			
	振込先金融機関名	〇〇銀行			
	振込先店舗名	本店			
	金額	394 740 円	預貯金口座番号	4104991	
⑥	振込不能事由 (該当を○で囲む)	2 : 該当店舗なし 5 : 預金者都合 8 : 受取人死亡	③ 該当口座なし 6 : 振込依頼人都合 9 : その他	4 : 口座名義相違 7 : 口座解約	
<日本銀行記入欄>					
	年金証書番号			整理番号	

→ 日本銀行記入欄 (記入しない)

(書式第5号の作成要領)

- ① 定例支給分または厚生年金等の訂正再振込分にかかる振込不能報告を行う場合は振込依頼日を記入し、労災年金の訂正再振込分にかかる振込不能報告を行う場合は請求年月日(国庫金振込明細表(振込先変更用)の「振込又は送金の請求年月日」欄に記載の日付)を記入する。
- ② 労災年金の訂正再振込分にかかる振込不能報告を行う場合のみ振込依頼日(国庫送金依頼書に記載の日付)を記入し、これ以外の場合は空欄とする。
- ③ 該当する年金種別の番号を○印で囲む。
- ④ 定例支給分または厚生年金等の訂正再振込分にかかる振込不能報告を行う場合は国庫金振込明細表に記載されている番号を記入し、労災年金の訂正再振込分にかかる振込不能報告を行う場合は空欄とする。

- ⑤ 受取人氏名で誤読しやすい「コ」と「ユ」、「シ」と「ツ」、「フ」と「ク」等のカナ文字は、特に丁寧に記入する。
- ⑥ 該当する振込不能事由の番号を○印で囲む。

参 考 書 式

参考書式目次

参考書式 番号	名 称	ページ
1 (1) ~ (4)	国庫送金依頼書	参考書式 1
2 (1)、(2)	国庫金振込明細票	” 3
3	国庫金振込明細票 (国税還付金)	” 4
4 (1)、(2)	無効電文照合リスト	” 5
5 (1)、(2)	振込明細リスト	” 8
6	振込明細送付書	” 10
7	国庫金振込明細表	” 11
8	国庫金振込明細表 (振込先変更用)	” 13

参考書式第1号(1)(年金給付金(定例支給分)用)

国庫送金依頼書	
振込明細送付日：	
(日付)	
件	円
(振込分)	
上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、さきを送付済みの 振込明細のとおり振込をお願いします。	
御中	日本銀行 (印)

備考 右上部余白に「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記入する。

参考書式第1号(2)(歳出金、歳入歳出外現金および国税還付金用)

国庫送金依頼書	
(日付)	
件	円
送金 振込分)	
上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり 送金または振込をお願いします。	
御中	日本銀行 (印)

参考書式第1号(3)(年金給付金(厚生年金等の訂正再振込分)用)

国庫送金依頼書 (厚生年金等) (再振)

(日付)

件	円
---	---

(振込分)

上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり振込をお願いします。

御中 日本銀行 (印)

参考書式第1号(4)(年金給付金(労災年金の訂正再振込分)用)

国庫送金依頼書

(日付) _____

件	円
---	---

件	円
---	---

振込分	円
送金分	円

ただし

上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。

日本銀行 (印)

_____ 御 中

参考書式第2号(1)

国庫金振込明細票 年 月 日		振B	
振込先 金 融 機関名		取扱庁名	
預貯金 種 別		資金の種 類別区分	
預 貯 金 口座番号		(受取人氏名)	
番 号			
金 額			
(取扱官署名)			
(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。			

参考書式第2号(2)

国庫金振込明細票 年 月 日		振C	
振込先 金 融 機関名		(受取人氏名)	
預貯金 種 別			
預 貯 金 口座番号			
番 号			
金 額			
(取扱官署名または取扱庁名)			
(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。			

参考書式第3号

国庫金振込明細票				
平成 年度 国 税 収 納 金 整 理 資 金				
振込先金 融機関名 (店舗名を含む)		番 号		
預貯金種別		預 貯 金 口座番号	(受取人氏名)	
発 行 年 月 日		取扱庁名		
金 額				円
取扱税務署名				
(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。				

参考書式第4号(1)(合計の部)

***** 無効電文照合リスト *****	
取扱日付	
依頼先金融機関コード	
振込先金融機関コード	
業務支払区分(注)	
無効電文件数	件
無効電文金額	円
(参考)	
振込依頼件数	件
振込依頼金額	円
送信済発信番号(注)	～
(注) 業務支払区分にかかる日本銀行から送信済電文の発信番号を記載しています。	

参考書式第4号(2)(個別明細の部)

NO
通信種目/付加
受信金融機関・店舗
振込依頼金額
預金種目・口座番号
受取人
備考1(7行目)
備考2(8行目)
依頼人(官署名)
振込明細管理キー
振込依頼日
発信番号
発信金融機関・店舗

備考 個別明細の部は、1ページに最大4件の振込要項が記載される。

(参考書式第4号の記載例)

③	NO		000001
	通信種目/付加		8500/100
	受信金融機関・店舗	〇〇〇〇 〇〇〇〇	
	振込依頼金額		350000
	預金種目・口座番号		11234567
	受取人	フルイ エジ	
	備考1 (7行目)		
	備考2 (8行目)		
④	依頼人 (官署名)	コウカコウムシキョウ コウケンフウハクシツケンキク	
	振込明細管理キー	ジツシツ	
	振込依頼日	HH1105020100900001234	
	振込依頼日	20111215	
	発信番号	111704000000011	
	発信金融機関・店舗	ニキケン 〇〇〇〇	
③	NO		000002
	通信種目/付加		8500/100
	受信金融機関・店舗	〇〇〇〇 〇〇〇〇	
	振込依頼金額		400000
	預金種目・口座番号		11234568
	受取人	タカ エジ	
	備考1 (7行目)		
	備考2 (8行目)		
④	依頼人 (官署名)	コウカコウムシキョウ コウケンフウハクシツケンキク	
	振込明細管理キー	ジツシツ	
	振込依頼日	HH1105020100900001234	
	振込依頼日	20111215	
	発信番号	111704000000011	
	発信金融機関・店舗	ニキケン 〇〇〇〇	

***** 無効電文照合リスト *****

取扱い日 2011.12.15

① 依頼先金融機関コード ××××

振込先金融機関コード △△△△

業務支払区分 (注) 歳出金・通常払分 (111704)

無効電文件数 2件

無効電文金額 750,000円

(参考)

② 振込依頼件数 10件

振込依頼金額 3,500,000円

送信済発信番号 (注) 111704000000011~111704000000020

(注) 業務支払区分にかゝる日本銀行から送信済電文の発信番号を記載しています。

依頼先金融機関の
金融機関コード

△△△△-000

△△△△-00001

振込先金融機関の
金融機関コード

- ① 個別明細の部に記載されている振込要項の合計件数および合計金額が記載される。なお、業務支払区分欄には、業務支払区分（日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により振込明細データを送信する際の区分をいう。）に応じて、「歳出金・通常払分（111704）」、「歳出金・緊急払分（111701）」、「歳出金・優先扱分（111702）」、「歳出金・訂正分（111703）」、「歳入歳出外現金・通常払分（111801）」、「歳入歳出外現金・優先扱分（111802）」または「歳入歳出外現金・訂正分（111803）」と記載される。
- ② 日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により送信済の振込明細データ（送信済発信番号欄に記載されている範囲の発信番号にかゝるもの）について、合計件数および合計金額が記載される。

- ③ 通信種目コードおよび付加コードが記載される（付加コードは、国家公務員給与にかかるものは「100」と、その他の国庫金にかかるものは「000」と記載される。）。
- ④ 国家公務員給与にかかるものについては、国家公務員給与の振込である旨が記載される。

参考書式第 5 号 (1) (合計の部)

***** 振込明細リスト *****	
取扱日付	
依頼先金融機関コード	
振込先金融機関コード	
業務支払区分	
合計件数	件
合計金額	円

参考書式第 5 号 (2) (個別明細の部)

NO
通信種目／付加
受信金融機関・店舗
振込依頼金額
預金種目・口座番号
受取人
備考 1 (7 行目)
備考 2 (8 行目)
依頼人 (官署名)
振込明細管理キー
振込依頼日
発信番号
発信金融機関・店舗

備考 個別明細の部は、1 ページに最大 4 件の振込要項が記載される。

(参考書式第5号の記載例)

②	NO	000001	
	通信種目/付加	8500/000	
	受信金融機関・店舗	〇〇〇〇	ホデン
	振込依頼金額	15000	
	預金種目・口座番号	11234567	
	受取人	フクキ ヨシエ	
	備考1 (7行目)		
	備考2 (8行目)		
③	依頼人 (官署名)	〇〇	チホクサイバンショ
	振込明細管理キー	201100200257A	0001234
	振込依頼日	20111215	
	発信番号	11180100000011	
	発信金融機関・店舗	ニチキ`ン	ホデン
②	NO	000002	
	通信種目/付加	8500/000	
	受信金融機関・店舗	〇〇〇〇	ホデン
	振込依頼金額	112	
	預金種目・口座番号	112	
	受取人	チカ ヨシオ	
	備考1 (7行目)		
	備考2 (8行目)		
③	依頼人 (官署名)	〇〇	チホクサイバンショ
	振込明細管理キー	201100200257A	
	振込依頼日	20111215	
	発信番号	11180100000000	
	発信金融機関・店舗	ニチキ`ン	ホデン
②	NO	000003	
	通信種目/付加	8500/000	
	受信金融機関・店舗	〇〇〇〇	ホデン
	振込依頼金額	3	
	預金種目・口座番号	112	
	受取人	ススキ イロウ	
	備考1 (7行目)		
	備考2 (8行目)		
③	依頼人 (官署名)	〇〇	チホクサイバンショ
	振込明細管理キー	201100200257A	
	振込依頼日	20111215	
	発信番号	11180100000000	
	発信金融機関・店舗	ニチキ`ン	ホデン

***** 振込明細リスト *****	
取扱日付	2011.12.15
依頼先金融機関コード	XXXX
振込先金融機関コード	△△△△
① 業務支払区分	歳入歳出外現金・通常払分 (111801)
合計件数	3件
合計金額	385,000円

依頼先金融機関の
金融機関コード

振込先金融機関の
金融機関コード

△△△△-00001

- ① 個別明細の部に記載されている振込要項の合計件数および合計金額が記載される。なお、業務支払区分欄には、業務支払区分（日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により振込明細データを送信する際の区分をいう。）に応じて、「歳出金・通常払分（111704）」、「歳出金・緊急払分（111701）」、「歳出金・優先扱分（111702）」、「歳出金・訂正分（111703）」、「歳入歳出外現金・通常払分（111801）」、「歳入歳出外現金・優先扱分（111802）」または「歳入歳出外現金・訂正分（111803）」と記載される。
- ② 通信種目コードおよび付加コードが記載される（付加コードは、国家公務員給与にかかるものは「100」と、その他の国庫金にかかるものは「000」と記載される。）。
- ③ 国家公務員給与にかかるものについては、国家公務員給与の振込である旨が記載される。

参考書式第6号

<h3 style="margin: 0;">振込明細送付書</h3>	
資金交付日	
(日付)	
件	円
別添振込明細のとおり振込の手續をお取り運び願います。	
日本銀行 (印)	
御中	

備考 右上部に「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記入する。

(参考書式第6号の記載例)

<h3 style="margin: 0;">振込明細送付書</h3>	
(厚生年金等)	
資金交付日	25. 04. 15
(日付) 25. 04. 05	
件	円
35	10, 234, 560
別添振込明細のとおり振込の手續をお取り運び願います。	
日本銀行 (店印)	
〇〇銀行	御中
△△店	

「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記載される

振込依頼日
振込明細送付日

国庫金振込明細表

振込依頼日 年 月 日

(振込先金融機関コード)

(振込先店舗コード)

(振込先金融機関名)

(振込先店舗名)

番号	年金種別 コード	預貯金 種別	口座番号	氏名 (カナ)	金額 (円)	備考
小 計		件				
店 舗 計		件				
金融機関計		件				

- 備 考
1. 上部余白に、厚生年金等にかかるものは「(厚生年金等)」および「厚生労働省年金局」と、労災年金にかかるものは「(労災年金)」および「厚生労働省」と記入する。
 2. 下部余白に、年金給付金（定例支給分）にかかるものは「(注意事項) 振込不能となった場合には、振込依頼日以降に、振込不能報告のうえ送金資金の返れいを行って下さい。」と、年金給付金（厚生年金等の訂正再振込分）にかかるものは「(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。」と記入する。
 3. 右上部に頁番号を付す。

(参考書式第7号の記載例：年金給付金（定例支給分）の場合)

「厚生労働省年金局」または「厚生労働省」と記載される

「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記載される

4 ページ

国庫金振込明細表
(厚生年金等)

厚生労働省年金局

振込依頼日 平成 25 年 04 月 15 日

(振込先金融機関コード) ×××× (振込先店舗コード) ×××

(振込先金融機関名) ○○銀行 (振込先店舗名) △△△△

番号	年金種別 コード	預貯金 種別	口座番号	氏名 (カナ)	金額 (円)	備考
6513041500 0012345	65	普通	1111333	カダ ツネ	240,275	
6513041500 0012346	65	普通	1000441	カサキ ハル	322,075	
~~~~~						
6513041500 0012354	65	普通	1000332	ムラ マコ	244,685	
小 計	5 件		1,389,535			
店 舗 計	35 件		10,234,560			
金融機関計	35 件		10,234,560			

(注意事項) 振込不能となった場合には、振込依頼日以降に、振込不能報告のうえ送金資金の返れいを行って下さい。

小計欄には各ページごとの計、店舗計欄には振込先店舗ごとの計、金融機関計欄には振込先金融機関ごとの計が記載される

労災年金用

国庫金振込又は送金訂正請求書

第 号  
年 月 日

下記のとおり訂正して下さい。

振込又は送金の別	1 振込	2 送金
振込又は送金の請求年月日	年 月 日	
整理番号		
年金証書番号又は振込若しくは送金番号		
	元	訂正
受取人氏名		
振込先又は払渡金融機関店舗名		
預貯金種別及び口座番号		
金額		
取扱官署	厚生労働省労働基準局	

日本銀行本店あて

(センター支出官 官職氏名 印)

(日本銀行記入欄)

依頼先金融機関 御中

国庫金振込明細表 (振込先変更用) 代用

(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。

(参考書式第8号の記載例)

訂正前の振込要項は表示されない

国庫金振込又は送金訂正請求書		労災年金用
		第120号 平成25年4月19日
下記のとおり訂正して下さい。		
振込又は送金の別	1 振込	2 送金
振込又は送金の請求年月日	平成25年4月15日	
整理番号	1 2 3 4 5 6 7	
年金証書番号又は振込若しくは送金番号		
	元	訂正
受取人氏名		ヤマモト カズコ
振込先又は払渡金融機関店舗名		〇〇銀行△△店
預貯金種別及び口座番号		普 7 6 5 4 3 2 1
金額		394,740円
取扱官署	厚生労働省労働基準局	

日本銀行本店あて

センター支出官  
財務省会計センター 会計管理部長  
〇 〇 〇 〇 印

(日本銀行記入欄)

依頼先金融機関 御中	国庫金振込明細表(振込先変更用)代用
(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。	

「国庫金振込明細表(振込先変更用)」の表示

振込要項(この要項を基に振込案内をする)

# 参 考

### 振込明細管理キーの構成

日本銀行本店が全銀システムにより振込明細データを送信する場合における振込明細管理キー（20桁）の構成は、次のとおりとする。なお、振込明細管理キーは、テレ為替により振込明細データを送信する場合には依頼人欄の21桁目から40桁目に記録し、新ファイル転送により振込明細データを送信する場合には「振込明細管理キー」の項目に記録する。

1. テレ為替により歳出金（国家公務員給与を除く。）にかかる振込明細データを送信する場合

（データの記録例）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
2	0	1	1	0	2	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	3	4

会計年度（西暦）  
（4桁）
支払元の官署のコード  
（8桁）
会計年度、支払元の官署別の連続番号  
（8桁）

2. テレ為替により歳出金（国家公務員給与に限る。）にかかる振込明細データを送信する場合

（データの記録例）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
H	H	1	1	0	5	0	2	0	1	0	0	9	0	0	0	1	2	3	4

固定値  
（2桁）
振込依頼日の属  
する年度（西暦）  
の下2桁
支払元の官署のコード  
（8桁）
固定値  
（1桁）
年度、支払元の官署別の連続番号  
（7桁）

3. テレ為替により歳入歳出外現金にかかる振込明細データを送信する場合

（データの記録例）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
2	0	1	1	0	0	2	0	0	2	5	7	A	0	0	0	1	2	3	4

振込依頼日の属する  
年度（西暦）（4桁）
支払元の官署のコード  
（8桁）
固定値  
（1桁）
年度、支払元の官署別の連続番号  
（7桁）

4. 新ファイル転送により国税還付金にかかる振込明細データを送信する場合

(データの記録例)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
K	1	1	1	2	0	5	0	0	0	1	2	3	4	△	△	△	△	△	△
固定値 (1桁)	振込指定日 ^(注) (6桁)						振込指定日毎の連続番号 (7桁)							固定値 (スペース) (6桁)					

(注) 年は、西暦下2桁が記録される。

5. 新ファイル転送により年金給付金にかかる振込明細データを送信する場合

(データの記録例)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
6	5	1	3	0	4	1	5	0	0	0	0	1	2	3	4	5	△	△	△
年金種別コード ^(注1) (2桁)		振込指定日 ^(注2) (6桁)					振込区分 ^(注3) (1桁)		連続番号 ^(注4) (8桁)								固定値 (スペース) (3桁)		

(注1) 年金種別コードは、次表による。

年金種別	コード
旧厚生年金	6 1
旧船員保険	6 2
旧国民年金	6 3
労災年金	6 4
新国民年金・厚生年金	6 5
旧国民年金短期	6 7

(注2) 年は、西暦下2桁が記録される。

(注3) 振込区分は、定例支給分のときは「0」と、厚生年金等の訂正再振込分のときは「7」、「8」または「9」と記録される。

(注4) 定例支給分のときは振込指定日毎および年金種別コード別の連続番号が記録され、厚生年金等の訂正再振込分のときは振込指定日毎の連続番号が記録される。